

発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野英明
発言の会議	平成30年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 障がいのある方々を対象とした本市職員採用試験及び障害者ワークステーションよこすか採用試験における受験資格を改善する必要性について

- (1) 障がいのある方々を本市が採用する際の受験資格から「自力通勤可能」「介助者なしに職務遂行可能」との不適切な条件を削除する必要性について

長年にわたり本市は職員採用試験の受験資格に「自力通勤可能」「介助者なしに職務遂行可能」を課してきた。障害者権利条約の求める合理的配慮の観点からも問題だと私は指摘してきたが、いまだ改善されていない。

ことし、本市と同様の条件を課してきた中央官庁や自治体が発覚し、メディアは厳しく批判し、厚生労働省も人事院も不適切だとの見解を示した。

ア 本市は職員採用試験の受験資格から「自力通勤可能」「介助者なしに職務遂行可能」を削除すべきではないか。

イ 新設する障害者ワークステーションよこすか採用試験の受験資格に「自力通勤可能」「介助者なしに職務遂行可能」の条件を設けてはならないと考えるが、いかがか。

- (2) 国の新法成立後速やかに本市の受験資格の欠格条項から成年被後見人と被保佐人を削除する必要性について

長年にわたり本市は成年被後見人と被保佐人を地方公務員法に定める欠格条項に該当するとの理由で採用試験から排除してきた。しかし、成年後見制度は権利擁護やノーマライゼーションや社会的包摂を目指したものであり、排除はおかしい。

現在、国会で審議されている「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立すれば、地方公務員法から成年被後見人と被保佐人は欠格条項から削除される。

- ア 新法成立後は速やかに職員採用試験及び障害者ワークステーションよこすかの受験資格における欠格条項から成年被後見人と被保佐人を削除すべきだが、いかがか。

2 横須賀市パートナーシップ制度の実施について

- (1) 市長によるパートナーシップ制度導入の決断とその思いについて

ア 人権施策推進会議から答申を受けて、市長はパートナーシップ制度導入を正式に決断したのか。

イ そうであれば、その決断に至った市長の思いをぜひお聞かせいただきたい。

- (2) 昨年9月定例議会でのパートナーシップ制度導入への前向きな答弁から1年3カ月をかけて、行政内部での検討、性的マイノリティー当事者からの意見聴取、人権施策推進会議への諮問、同会議から答申を受けた末に、市長が決断したプロセスの持つ重みと決断の正当性について

パートナーシップ制度を要綱で構築する理由は議会との対立を避ける目的との報道があるが、本市には当てはまらない。先行して制度を導入した自治体からすれば遅過ぎると言われるほど慎重かつ丁寧なプロセスを経て、今回の決断はなされたのだ。

- ア こうしたプロセスを経たことはとても重く、市長の決断には

高い正当性があると私は受けとめているが、市長ご自身はどのようにお考えか。

- (3) 横須賀市パートナーシップ制度の具体的なイメージについて
- 市民の皆様と市議会がパートナーシップ制度を具体的にイメージできるように現在想定している制度について説明すべきだ。
- ア 本市がパートナーシップ制度を導入する目的は何か。差別や偏見の解消や暮らしやすさの保障や、市民の理解につながるのか。
- イ パートナーシップ制度を利用できる方はどのような条件か。
- ウ パートナーシップ制度の具体的な流れはどのようなものか。手続の場所、必要な書類や費用、要する日数などもご説明いただきたい。
- エ L G B T s 関連施策実施自治体全国トップである本市は、全国から横須賀らしいパートナーシップ制度の実現を期待されている。本市独自の取り組みがあればぜひ挙げていただきたい。
- オ パートナーシップ制度の具体的な内容を記した要綱はいつごろに発表する予定か。制度そのものはいつから開始する予定か。
- (4) パートナーシップ制度開始後に申請ゼロが続く可能性と、それでも本制度が存在することの意義について
- 宝塚市では制度開始から2年2カ月にわたり申請がゼロだった。これまで当事者が受けてきた差別や偏見やアウティング被害を考えれば、どのまちでも起こり得ることだ。
- ア 本市においてもパートナーシップ制度開始後に申請ゼロが続く可能性と、それでも本制度が存在し続けることの意義を、市長はどのようにお考えか。
- (5) 対象を同性カップルに限定せず、4要件を満たせば全ての方が利用できる手続とした意義について
- 要綱案第3条では、(1) 成年であること、(2) 横須賀市民であること、または本市へ転入予定であること、(3) 現在結婚し

ていないこと、宣誓者以外とパートナーシップ関係がないこと、
(4) 民法第 734 条第 1 項に規定される近親者でないこと、の
4 要件を全て満たした方は誰もが申請可能と定めている。

ア 4 要件を満たせば、いわゆる性的マイノリティーとされる
方々だけでなく、異性カップルや事実婚の関係にある方々など
広く全ての方々が利用できる手続とした意義を、市長はどのよ
うにお考えか。

(6) 4 要件のうち「民法第 734 条第 1 項に規定される近親者でな
いこと」の規定は、パートナーを守るために養子縁組を結んだ
カップルを排除しない運用とする必要性について

同性婚がない我が国では同性カップル等への法的な保護が全
くない。そのため、あえて養子縁組を結ぶことでパートナーを
相互に守る手段がとられてきた歴史的経緯がある。養子縁組を
結んだ方々は戸籍上は親子関係にあり近親者の扱いとなるが、
本市のパートナーシップ制度から決して排除してはならない。

ア 4 要件のうち「近親者でないこと」については、パートナー
を守るために養子縁組を結んだカップルを排除しないように
申請者の個別の背景を勘案して運用すべきではないか。

(7) 手続を受けた方々に本市が交付する書類の名称について

要綱案第 6 条では手続終了後に「パートナーシップ宣誓受領
証」を交付するとしているが、この名称では当事者の願いに沿
っていない。

ア 2 人のパートナー関係が宣誓されたことを本市が公的に証
明するものであることから、手続を受けた方々に交付する書類
の名称は「パートナーシップ宣誓証明書」など「証明書」の言
葉を含むものとすべきではないか。

(8) 証明書の返還義務について

要綱案第 8 条では証明書の返還義務を定めており、(1) 当事
者の意思によりパートナーシップが解消された場合、(2) 一方
が死亡した場合、(3) 一方又は双方が本市域外に転出した場合、
としている。

しかしパートナー死亡時こそ証明書は必要であり、たとえ本

市を転出しても証明書を所有することによる心理的な安心感を奪うべきではない。

ア パートナーの死亡と市外への転出については証明書の返還義務から削除すべきではないか。

(9) 証明書を持つ方々に提供できる本市の取り組みを検討すべきではないか。

先行自治体の中には独自の取り組みで証明書に効力を与えているまちがある。

ア 証明書を持つ方々に提供できる新たな取り組みを本市は検討すべきではないか。

(10) 証明書を持つ方々を市営住宅に入居可能とすべきではないか。

事実婚関係にある異性パートナーが市営住宅に入居可能であることから、同性パートナーも市営住宅に入居可能とすべきだと前市長と議論を重ねてきた。

本市にはパートナーシップ制度がないために要件を満たさないとの答弁を受けてきたが、今回、制度が実施されればこの要件は満たされることになる。

ア 本市は、証明書を持つ方々を市営住宅へ入居可能とすべきではないか。

(11) 証明書を持つ方々が県営住宅への入居が可能となるよう神奈川県に運用の見直しの検討を要請する必要性について

やがて県内全域にパートナーシップ制度は広がり、県営住宅への入居に関しても必ず神奈川県は検討せざるを得なくなる。

ア 証明書を持つ方々が市内の県営住宅への入居が可能となるように運用の見直しの検討を、本市は神奈川県に要請すべきではないか。

(12) 類似のパートナーシップ制度を持つ自治体間で連携していく必要性について

市内でしか効力を持たず転出により失効する証明書では、利用者の永続的な安心感は得られない。この状況を改善するため

にも、今後はパートナーシップ制度を持つ自治体間が連携する新たなステージへ進む必要がある。

ア 本市は、類似のパートナーシップ制度を持つ自治体に連携を呼びかけて、自治体間での証明書の取り扱いについて協議を行うべきではないか。

(13) 本市職員が証明書を取得した際の福利厚生のあり方について

パートナーシップ証明書を持つ社員に対して、配偶者がいる社員と同様の福利厚生や人事制度の対象とする民間企業がふえている。本市役所においても証明書を取得した職員の福利厚生や人事制度を見直すことで、さらに民間企業にも波及していく効果が期待できる。

ア 証明書を持つ職員は、法的婚姻関係にある方々が取得できる各種休暇、例えば結婚、育児、介護、忌引休暇を取得できるようにすべきではないか。

イ 家族の扶養手当は事実婚であっても法律では支給が認められており、本市パートナーシップ制度を利用した職員に対しては扶養手当を支給できるように検討すべきではないか。

ウ 市役所とは別組織だが職員の互助組織である職員厚生会は職員が結婚すると結婚祝金を支給している。パートナーシップ制度を利用した職員に対してこの結婚祝金を支給できるように、職員厚生会に提案していただけないか。

エ 配偶者がいる職員に適用される制度に関してその他にも本市パートナーシップ制度を利用した職員に適用できるものがないか、ぜひ検討していただけないか。

3 市民が一読して正確に理解できるように、改正男女共同参画推進条例案における定義と条文を改善する必要性について

行政法務的には問題がなくとも、市民目線で読んで、正確に理解されない定義と条文は修正すべきだ。

(1) 改正男女共同参画推進条例案中の「男女共同参画」という文言は全て「男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の実現」

に置きかえるべきではないか。